

- 道路に関する技術基準を国が制定・改正するに当たり、調査・検討、意見を伺うことを目的として、社整審道路分科会の下に道路技術小委員会(委員長:三木 千壽 東京都市大学長)を設置
- 小委員会での検討を踏まえ、「道路土工構造物技術基準」を新たに制定、「道路標識設置基準」及び「道路緑化技術基準」を改正

## 検討経緯

- ① 平成26年12月17日 第1回 道路技術小委員会
- ② 平成27年 3月24日 第2回 道路技術小委員会

※ 第1回小委員会開催後、基準ごと(土工、標識、緑化)に分野別会議を開催

## 技術基準(制定・改正)の概要

高速自動車国道及び一般国道を新設又は改築する際に適用する基準について、次のとおり、制定及び改定

### ① 道路土工構造物技術基準【新規制定】

- ・ 雨水や湧水等が道路土工構造物の強度に大きく影響を与えることから、排水処理設計の実施を明確化
- ・ 施工時における設計条件との適合を明確化 等

### ② 道路標識設置基準【改正】

- ・ 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正内容の反映
- ・ 標識の損傷事例等を踏まえた技術的知見の反映 等

### ③ 道路緑化技術基準【改正】

- ・ 安全かつ円滑な交通の確保に、より重点を置くことを明確化
- ・ 景観法や日本風景街道等の地域の計画との連携を図ることを明確化 等